# お試しで1回、格安の健康食品を買ったつもりが定期購入だった ~ ネット通販の定期購入トラブルに注意!~

お試しのつもりでインターネット通販でキャンペーン価格の健康食品を購入したら、実は定期購入の申し込みをしたことになっていて、3回以上、高額な商品を購入しなければならないことが分かった、というトラブルが、**悪質事業者通報サイト** 

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html や消費生活センターに寄せられています。

#### 通報事例

ネット通販の広告に健康食品がお試し価格で紹介されていたので、クレジットカードを使って購入した。試してはみたものの、続けて買いたいとは思わなかったので、そのままにしていたら、翌月も商品が送られてきた。送付状には、定期購入となっている旨が記されていて、2回目に送付された商品の価格は、お試し購入の3倍以上となっていた。キャンセル依頼をメールで行ったところ、解約は3回目の商品受取り後にならないとできないと返事が来た。

(40 代男性)

#### 相談事例

インターネット広告で見つけた健康食品をお試し価格の 500 円で申し込んだ。広告を見直してみると、お試し価格のキャンペーン品のほかに通常価格に近い価格で3回の商品購入が条件となっていることに気づいた。急いで事業者にキャンセルを申し入れたが、発送済みだとして断られた。 (40 代女性)

#### 消費者へのアドバイス

- ・ 通信販売は、クーリング・オフできません。 返品の可否や条件などは、広告に記載された内容に従うことになります。 (なお、広告に返品についての記載がない場合は、受け取った日から 8 日以内であれば、消費者 の送料負担で返品できます。)
- ・ お試しという言葉に惑わされて、すぐに申し込むことなく、最後まで広告をしっかり読んで、購入や 返品の条件等を確認してから、購入を決めましょう。
- ・ 少しでも疑問に思ったら、周りの人または最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

#### <参考>

- ○憧れのモデルお薦めの健康食品・・・「お試し」のつもりが継続購入に!
- ~契約内容の確認を!未成年者が購入する際には保護者の同意を!~

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/20150703.html

〇「お試し」を申し込んだつもりが「定期購入」になっていた?~インターネット通販を利用する ときには、条件や事業者をよく確認しましょう~

http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/131211.html

## 東京都消費生活総合センター 03-3235-1155(相談専用電話)

### 悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください。

すでに解決してしまった消費者相談情報や、窓口に相談するほどでもないけど困った 経験をしたことがあるなどの情報をお寄せください。

→ <a href="https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html">https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html</a>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、 啓発につながります。